

中小企業無災害記録証授与制度について

労働災害防止活動を積極的に取り組み、成果を上げた中小事業場に対し、記録証授与制度があります。従業員、社員の方々の励みにもなりますので申請しては如何ですか。具体的には、下記のとおりです。

中小企業無災害記録証授与制度とは

中小企業無災害記録証授与制度は、無災害記録日数（業務上死亡又は休業災害（休業1日以上）の発生していない状態が続いた期間）は、事業場の業種と労働者数によって定められた条件があり、それを満たしていると中央労働災害防止協会から中小企業無災害記録証と副賞（表彰楯）が授与されます。

表彰の対象は次の要件を満たしている事業場

- ・ 中小企業（資本の額又は出資の総額が1億円以下又は労働者が300人以下の企業）に属する事業場
- ・ 労働者が10人以上100人未満の事業場

無災害記録とは

業務上死亡又は休業災害の発生していない状態がある一定の日数続いた場合に無災害記録の対象となります。

なお、通勤途上災害は基本的には業務上における災害となりません（ただし、企業・事業場の用意した交通手段（バスで移動するなど）の事故に伴う災害は労働災害とし、無災害記録は継続されません）

無災害記録日数とは

無災害記録日数は事業場の業種と労働者数によって定められています。記録は第1種から第5種までの5段階あり、詳しくは、末尾記載のホームページをご覧ください。

無災害記録の起算は

業務上死亡又は休業災害が発生した日の翌日から起算します（ただし、労働しない日は除く）。なお、何らかの操業が行われた日（休日・半日稼働等）も1日として数えます。

労働者数はどう算出するか

労働者の算出は、雇用の形態にかかわらず、事業場に属している全ての労働者について行います。無災害期間中に労働者数の増減があった場合は、期間中の毎月末現在の労働者数の平均（小数点以下切捨て）をもってその事業場の労働者数とします。

記録の申請手続き

申請書（2通）{末尾ご案内のホームページから出力して下さい}を作成し、公益社団法人東京労働基準協会連合会を経由して中央労働災害防止協会に提出して下さい。

現在達成している最上位の種別の記録証について申請するものとします。過去にさかのぼっての複数の種別の申請（例3種の申請の際に1種や2種も申請するなど）は受け付けられません。

問い合わせ先

公益社団法人東京労働基準協会連合会

〒132-0021 東京都江戸川区中央1丁目8番1号 内宮ビル

TEL: 03-5678-5556 FAX: 03-5678-6433

ホームページ : <http://www.toukiren.or.jp/contents10.html>

以上